

浜松市の行政区再編について(事業者の方へ)

2024(令和6)年1月1日、浜松市の行政区が7区から3区に変わりました！

- ◆天竜区以外の住所の区名が変わりました(郵便番号・町字名・番地は変わりません)
詳細は、「区再編の概要」及び「区再編前と再編後の町字名対応表」でご確認ください。
- ◆公共機関などへの住所変更手続きは、希望する場合を除き、ほとんどの場合不要です。
事業に関する主なものについて、内容と問合せ先を「区再編に伴う住所変更手続き」に掲載しています。
- ◆区再編により、浜松市内の町字が中央区、浜名区、天竜区のいずれに属しているかを証明する「行政区設置証明書」を発行します。住所変更手続きを行うときに必要な場合がありますので、各窓口にご確認ください。
- ◆区再編に伴い全国地方公共団体コードが変わりました。天竜区のコードも変更されました。

<関連リンク>

区再編の概要

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/kuseido/index.html#sg>

区再編前と再編後の町字名対応表

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/kuseido/index.html#mat>

区再編に伴う住所変更手続き

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ksh/faq/jht.html>

行政区設置証明書

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gyousei/saihen_syousei.html

全国地方公共団体コード

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ksh/imf/tkdk.html>

(静岡地方法務局)区の再編に伴う商業・法人登記の取扱いQ&A

https://houmukyoku.moj.go.jp/shizuoka/page000001_01611.html

(静岡地方法務局)区の再編に伴う不動産登記の取扱いQ&A

https://houmukyoku.moj.go.jp/shizuoka/page000001_01626.html





区再編に関するQ&A(事業者編)

◆住所変更(手続き等)

項目	質問	回答	関連リンク QRコード
手続き等	区再編によって区名が変わると住所変更が必要になるのでは？	令和6(2024)年1月1日から、住所の区名部分が変わりました。郵便番号、町字名、番地は変わりません。電話番号や小中学校の通学区域も変わりません。 (例)浜松市中区元城町103番地の2⇒浜松市中央区元城町103番地の2 区名の変更による住所変更手続きは、ほとんどの場合必要ありませんが、一部必要な場合があります。暮らしや住まいに関する主なものについて、内容と問合せ先を以下のページに掲載しています。参考にしてください。	 動画
手続き等	区再編に伴い、全国地方公共団体コードに変更はあるか？	区再編に伴い、令和6(2024)年1月1日から、全国地方公共団体コードが変わりました。区名・区域に変更のない天竜区のコードも変更されています。	

項目	質問	回答	関連リンク QRコード
手続き等	ゴム印や区名入り印刷物などの区名の変更に係る費用の補助はあるか？	費用の補助はありません。12市町村合併時や指定都市移行時のほか、住居表示や区画整理の時も行っておりません。 区再編は、人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化する中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化していくために行うものです。ご理解ご協力をお願いいたします。	
手続き等	住所録等を再編後の区名に変えたいが、郵便番号や町字名から再編後の区名を確認することはできないか？	区再編前と再編後の町字名対応表や、郵便番号・町字名の読みなどから検索できるエクセルデータを右のリンク先ページに掲載しています。	
手続き等	区再編によって住所(区名)が変わったことを証明する行政区設置証明書は発行されるか？	次のとおり証明書を発行します。 交付開始日：令和6(2024)年1月4日から(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 手数料：無料(郵送交付の場合は、郵送料がかかります) 交付場所：区役所(区振興課・区民生活課)、行政センター、支所、市民サービスセンター、協働センター、ふれあいセンター※一部を除く 詳細は、右の関連リンクをご覧ください。	
手続き等	区再編前の住所(旧区名)を記載した場合でも、郵便物は配達されるか？	郵便局に確認したところ、一定期間は再編前の住所を記載した場合でも配達されるとのことです。	
手続き等	中央区、浜名区、天竜区の英語表記、ローマ字表記はどのようになるか？	以下の表記となります。 英語表記：Chuo-ku、Hamana-ku、Tenryu-ku ローマ字表記：Chūō-ku、Hamana-ku、Tenryū-ku	

住所変更(分野別)

項目	質問	回答	関連リンク QRコード
登記	区再編に伴い、会社・法人登記の住所変更手続きをする必要があるか？	浜松支局管轄内の会社・法人の本店、支店および役員などの住所は法務局で変更しますので、手続きは不要です。 浜松支局管轄外に本店などがある会社・法人の支店および役員などの住所はそのままでも差し支えありませんが、住所の変更を希望する場合は申請が必要です。 詳細は、静岡地方法務局ホームページをご確認ください。	
登記	区再編に伴い、不動産登記の住所変更手続きをする必要があるか？	不動産登記記録表題部の所在は、法務局で変更しますので、手続きは不要です。 ①不動産登記記録に登録された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所、②不動産所有者が保有する登記識別情報および権利書の住所について、①、②の住所はそのままでも差し支えありませんが、①の登記名義人住所の変更を希望する場合は申請が必要です。 詳細は、静岡地方法務局ホームページをご確認ください。	

項目	質問	回答	関連リンク QRコード
金融	区再編に伴い、通帳やキャッシュカードの住所変更手続きをする必要があるか？	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカードは、ほとんどの場合そのまま使用でき、手続きは不要です。 当座預金、融資取引などがある場合や金融機関によっては住所変更の手続きが必要となる場合があります。	 動画 
年金	区再編に伴い、厚生年金保険・健康保険適用事業者の所在地の変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
労働	区再編に伴い、労働保険、労働安全衛生法による免許証、雇用保険の変更手続きをする必要があるか？	以下の手続きは不要です。 労働保険適用事業の所在地変更届、加入している労働保険の住所変更届、労働安全衛生法による免許証、加入している雇用保険の住所変更届	
警察関係	区再編に伴い、営業許可証や安全運転管理者などの住所変更手続きをする必要があるか？	以下の各警察署における手続きは不要です。 風俗営業許可証、特例風俗営業者認定証、質屋営業許可証、金属くず業許可証、金属くず行商届済証、警備業認定証、安全運転管理者・副安全運転管理者の住所変更届、自動車運転代行業認定証、緊急自動車指定書、緊急自動車届出書、道路維持作業用自動車指定書、道路維持作業用自動車届出書の住所変更届	
福祉	区再編に伴い、障害福祉サービス事業者や介護サービス提供事業者の住所変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
道路・河川	区再編に伴い、道路・港湾・河川などの占用許可の住所変更手続きをする必要があるか？	以下の業務については、手続きは不要です。そのまま使用できます。 道路・港湾・河川などの占用許可、プレジャーボート係留保管届	
保健・衛生	区再編に伴い、病院、診療所、助産所の住所(所在地)について変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
保健・衛生	区再編に伴い、医療法人の定款に記載のある住所(所在地)について変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
保健・衛生	区再編に伴い、薬局、医薬品販売業等又は毒物及び劇物取締法に関する店舗・営業所の住所(所在地)について変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。許可証等は次回更新時に変更されますが、その前に書換えを希望する場合は以下までご相談ください。書換えには手数料が必要です。 保健総務課 TEL:053-453-6135 保健所浜北支所 TEL:053-585-1172	

項目	質問	回答	関連リンク QRコード
保健・衛生	区再編に伴い、食品の営業許可証の住所変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
保健・衛生	区再編後、製造する食品の表示は、製造所等の所在地(区名)を直ちに変更しなければならないか？	当分の間は、旧区名での表示が認められます。ただし、令和6(2024)年1月1日以降に、新たに包装材を作る際は新たな区名にしてください。詳細は、以下までお問い合わせください。 生活衛生課_TEL:053-453-6114 保健所浜北支所_TEL:053-585-1398	
都市・公園・電気など	区再編に伴い、都市・公園・電気などの業務で市に登録している住所の変更手続きをする必要があるか？	以下の業務のうち、届け出先が浜松市となるものは、手続きは不要です。 屋外広告業の登録、火薬類製造販売営業許可、電気工事に係る登録事項、公園の占有・設置許可、屋外広告物講習会修了証書、飼育動物診療施設の住所変更届	
事業	液化石油ガス、宅地建物取引、建築、旅行、通訳、屋外広告業などの事業について住所変更手続きをする必要があるか？	以下の事業に係る手続きは不要です。 液化石油ガス設備士免状、宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の資格登録、浄化槽工事業の登録、建築士事務所の登録、旅行業・旅行業者代理業および旅行サービス手配業の登録、通訳案内業(通訳案内士)の登録、屋外広告業の登録	
事業	区再編後、製造する製品の品質表示ラベルは、製造所等の所在地(区名)を直ちに変更しなければならないか？	令和6(2024)年1月1日以降に、新たに包装材を作る際は新たな区名にしてください。詳細は、以下までお問い合わせください。 市民生活課くらしのセンター_TEL:053-457-2635	
税	従業員の給与支払報告書を提出する際、所在地や住所は、再編前の区名でもよいのか？	再編前の区名でも提出いただけます。 再編前の区名が記載されていた場合は、再編後の区名に読み替えて取り扱いますので、再提出や修正をしていただく必要はありません。 市民税課_TEL:053-457-2142	
税	従業員の源泉徴収票を提出する際、所在地や住所は、再編前の区名でもよいのか？	原則、再編後の区名が記載された源泉徴収票を提出してください。 既に再編前の区名で作成済の場合は修正不要です。 浜松東税務署_TEL:053-458-1111、浜松西税務署_TEL:053-555-7111	
税	源泉徴収票を令和6年度分の市民税、県民税の申告で提示する場合、再編前の区名でもよいのか？	再編前の区名でも提出いただけます。 再編前の区名が記載されていた場合は、再編後の区名に読み替えて取り扱いますので、再提出や修正をしていただく必要はありません。 市民税課_TEL:053-457-2142	
税	源泉徴収票を令和5年度分の所得税の確定申告で提示する場合、再編前の区名でもよいのか？	原則、再編後の区名が記載された源泉徴収票を提出してください。 既に再編前の区名で作成済の場合は修正不要です。 浜松東税務署_TEL:053-458-1111、浜松西税務署_TEL:053-555-7111	

行政窓口等

項目	質問	回答	関連リンク QRコード
場所	区再編後、区役所はどこになるか？	令和6(2024)年1月1日から区役所は3つとなり、再編前の中区役所が中央区役所、浜北区役所が浜名区役所となりました。天竜区役所は変わりません。	
場所	区再編後、区役所にならないところ(行政センター)はどうなるか？	再編前の東・西・南・北区役所庁舎を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供しています。	動画 
場所	区再編後、行政センターでできないことや、区役所に行かなければならないものはないか？	再編前の東・西・南・北区役所庁舎を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供しています。 区役所に行かなければならないものは、区長との面談・要望、区役所で開催される会議への出席、区役所職員との打ち合わせなどが想定されますので、オンラインでの実施や、行政センター等での巡回開催など、区役所へ行く必要がない手法について検討していきます。	動画 
場所	区再編後、協働センター、ふれあいセンターはどうなるか？	設置場所や提供するサービスは再編前と同じで、区再編による変更はありませんが、舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センターを「支所」、二俣協働センターを「ふれあいセンター」に改称しました。	 動画 
場所	区再編後、市民サービスセンターはどうなるか？	再編による変更はありません。	
税金	区再編に伴い、固定資産税・都市計画税に変更点はあるか？	区再編に伴い、一部取扱いが変更されました。詳細は、右の関連リンクをご覧ください。	
福祉	区再編後、区役所の福祉・保健関係の組織はどうなるか？	区役所の社会福祉課、長寿保険課などが本庁組織の「福祉事業所」に、健康づくり課が「健康づくりセンター」になりましたが、引き続き区役所や行政センターなどで同じサービスを提供しています。	 動画 
土木	区再編後、土木整備事務所などの配置はどうなるか？	再編後も本庁の組織とし、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となるよう、三ヶ日支所に出先グループを新設し、土木整備事務所の拠点を11拠点としました。	 動画 